



「ラオスにおける零細、中小企業の基準について」

2023年2月27日

One Asia Lawyers Group ラオス事務所

1. 背景

2022年10月11日に「改正 零細、中小企業奨励法（以下、SME法）」が施行されています。SME法第2条において、零細、中小企業は、「ラオスで合法的に企業登録及び活動している企業で、政府が定期的に定める基準（年間平均労働者数、会社の総資産額、年間の収入）を満たしている企業」と定義されているだけで、具体的な基準については、2017年に設定された基準を参照するしかありませんでした。



今回、ラオス政府は、SME法第2条にある「政府の定める基準」について、2017年の基準を現在のラオスの社会経済に状況に合わせるために、2023年1月12日付で改正し、「零細、中小企業の規模設定に関する首相令（以下、首相令）」の中で、新たな基準を明らかにしました。同首相令は2023年2月9日に官報に掲載、同年2月28日から施行されています。

以下、零細、中小企業の基準について解説いたします。

2. 対象となる事業分野

対象となる零細、中小企業の事業分野は、以下の通りです（SEM法第9から12条）。

- 1) 製造業（加工業、手工業、商品農作物の生産）
- 2) 販売業（商売、卸売り、小売り）
- 3) サービス業（旅行業、運輸、交通、金融、教育、医療、その他サービス業）

3. 零細、中小企業の基準

(1) 零細企業の基準は、以下の通りです（首相令第3条）。

事業分野	年間平均労働者の数 (人)	会社の総資産額 (キープ)	年間収入 (キープ)
製造業	1 - 5	120,000,000 未満	400,000,000 未満
販売業	1 - 5	180,000,000 未満	400,000,000 未満
サービス業	1 - 5	240,000,000 未満	400,000,000 未満

(2) 小規模企業の基準は、以下の通りです（首相令第4条）。

事業分野	年間平均労働者の数 (人)	会社の総資産額 (キープ) ¹	年間収入 (キープ)
製造業	6 - 50	1,200,000,000 未満	3,000,000,000 未満
販売業	6 - 50	1,200,000,000 未満	4,500,000,000 未満
サービス業	6 - 50	1,800,000,000 未満	2,250,000,000 未満

(3) 中規模企業の基準は、以下の通りです（首相令第5条）。

事業分野	年間平均労働者の数 (人)	会社の総資産額 (キープ)	年間収入 (キープ)
製造業	51 - 99	4,800,000,000 未満	6,000,000,000 未満
販売業	51 - 99	4,800,000,000 未満	9,000,000,000 未満
サービス業	51 - 99	7,200,000,000 未満	6,000,000,000 未満

なお、商工業省中小企業局によれば、例えば、年間平均労働者の数が1 - 5人であっても、年間収入が7,000,000,000キープある場合は、中規模の企業に分類されるとのことです。また、外国企業²も基準の対象であり、基準を満たせば、減税などの恩典を受けることができるということです。ただし、零細、中小企業として認定する証明書のようなものはなく、基準を満たしていても、例えば、減税の対象となるかどうかは、実務的には、税務局の判断次第となると考えます。

以 上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・ 今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・ 本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

¹ 1 USD=約 16,800 キープ (2023年2月現在)

² ラオスでは、外国企業の定義は存在しないため、外資が1%でも入っている企業は、外国企業とみなされます。



One Asia Lawyers Group ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 6 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。各種フォーマットの提供や動画配信（例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等）を行っております。

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal（藪本 雄登）

satomi.uchino@oneasia.legal（内野 里美）



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括 One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイや CLMV の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種サポートを行う。



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所 2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種サポートを行う。